

函館市教育振興審議会運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は，函館市教育振興審議会条例（平成 3 0 年函館市条例第 3 4 号。以下「条例」という。）第 1 条に規定する函館市教育振興審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（専門部会）

第 2 条 審議会に，条例第 2 条第 1 項第 1 号に関する事項を調査審議するため，点検評価部会を，同項第 3 号および第 4 号に関する事項を調査審議するため，学校再編部会を置く。

（専門部会の組織）

第 3 条 点検評価部会は，委員 1 0 人以内，学校再編部会は，委員 2 5 人以内をもって組織する。

（学校再編部会）

第 4 条 学校再編部会は，調査審議の内容に応じて小委員会を置くことができる。

- 3 小委員会は，委員 1 0 名以内で組織する。
- 4 小委員会に属すべき委員は，部会長が指名する。
- 5 小委員会に委員長 1 人を置き，当該小委員会に属する委員のうちから，部会長が指名する。
- 6 委員長は，当該小委員会の事務を総理する。
- 7 委員長に事故があるときは，部会長があらかじめ指名する委員が，その職務を代理する。
- 8 小委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 9 条例第 6 条の規定は，小委員会の会議について準用する。この場合において，条例第 6 条第 1 項中「会長」とあるのは，「委員長」と読み替えるものとする。
- 10 委員長は必要に応じ，調査審議に係る函館市立学校の学校運

営協議会に関する規則（平成28年函館市教育委員会規則第6号）の規定により設置する学校運営協議会の委員または函館市立学校管理規則（昭和33年函館市教育委員会規則第1号）に定める学校評議員および保護者ならびに地域住民を代表する者等から意見を求める意見聴取会を開催することができる。

- 11 小委員会が必要に応じ、調査審議に係る通学区域および学校施設等について現地調査を実施することができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は教育委員会事務局学校教育部教育政策推進室教育政策課において統括する。ただし、次の各号に掲げる専門部会の庶務は当該各号に掲げる課において処理するものとする。

- (1) 点検評価部会 学校教育部教育政策推進室教育政策課
- (2) 学校再編部会 学校教育部教育政策推進室学校再編・地域連携課

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年 月 日から施行する。